

西豪州学校登録制度と豪州教育の現状

前パース日本人学校 校長

岡山県岡山市立旭操小学校 校長 春日 二郎

キーワード：オーストラリア、西オーストラリア州、学校登録制度、学校経営

1. はじめに

パース日本人学校は西オーストラリア州の私立学校 (Independent School、Non-Government school) として学校登録を申請し、教育大臣からの認可を得、児童生徒数に応じた補助金を得て教育活動を行っている。登録期間は2～5年である。シドニー、メルボルンもほぼ同様である。

西オーストラリア州では、母国の教育課程を母国語で指導する学校は日本人学校だけであり、校長・教員が2～3年で交代し、学校運営理事会メンバーも毎年変更のある日本人学校に対する審査は厳しく、大量の文書を作成し提出するが、2年の登録機関をどうにか得ているのが現状である。

現在、オーストラリア連邦政府では、教育の基準となる教育課程（指導要領）の見直しが行われており、学校安全基準等についても多くの見直しが行われている。西オーストラリア州では、公立・私立に関係なく、すべての学校が基準に達した環境・施設で、基準に示された教育課程を行っているかを、近年厳しく審査するようになった。

政府の基準の示し方から、オーストラリアの学校が抱える多くの課題が見えてくる。

2. 豪州の学校改革

多民族国家である豪州にとって、それぞれの民族が独自に経営する Independent School が社会的な不安をもたらすことになることを危惧してか、それらの学校（日本人学校も含め）に対してオーストラリア（以下豪州）の学校基準を満たすことを政府は強く求めている。

それらの学校へは、他民族であっても豪州国籍を持つ子どもたちが通っており、補助金の対象となる。そのため学校登録が、ここ数年で厳しさを増している。基準を満たさないだけでなく、申請書類を整えられない学校もあるようで、2016年西豪州教育省はそのような学校からは罰金を取る可能性があることを示唆した。

教育制度の成熟した日本の学校では明文化されず当たり前とされることでも、豪州では細かく Policy として家庭・地域に示していかなければならないことが多くある。Policy の作成は、予期せぬ法的責任を学校が負うことのないようにするための手段でもある。近年日本でも、多くの学校が家庭・地域からの法的な訴えを抱えるようになってきており、豪州の学校の持つ Policy は参考となる。

(1) 学校登録について

西豪州政府から求められる学校登録のための必要申請書類は、「健全な学校経営・学校運営」、「子どもの安全」、「基準に適した教育課程」に分類でき、多岐にわたっている。そして、書類提出後、書類審査、学校訪問・面接を通して、1～5年の登録期間を得ることができる。10年ほど前までは、比較的簡単な書類提出で5年の登録期間を得られたが、2012年からは2年間ずつの登録期間しか得られなくなった。登録期間の2年の間に、提出済みの書類の訂正・追加作業に1年、次の登録作業に1年と、毎年、登録のための作業に追われることになっている。

(2) 登録(2016-2017) 申請の経過

2014年12月 教育省からの申請作業の説明と学校訪問の予告

2015年2月 申請用紙と関係文書の提出

2015年3月16日 教育省 Reviewer による学校訪問

(→ Reviewerから教育大臣への報告 → 教育大臣による決定)

2015年6月 教育省 Reviewerから学校へのレポート → 関係文書の手直し作業の開始

(3) 理事会・教職員の作業内容 (2015年6月～12月)

- ・リスクに対する対応をまとめる → 危機管理マニュアルにチェック項目を作成
理事会による見直し → 見直した日付、次回の見直し予定日を明記
- ・理事会 → 理事の複数年任期、非営利団体との証明
- ・虐待などから自分を守るための教育についての文書作成 (NQSでも求められている)
→実施時期、実施教科、実施内容を一覧表にする：保健安全部 (保健体育科・道徳係の協力)
- ・NQS (National Quality Standard for Early Childhood Education and Care) の研修
7つのQuality AreaについてのG・A・R評価 → 5月中
G評価 → 証拠としての関連文書のまとめ
学習指導要領・学校要覧・学級経営案 (含年間計画)・教科別年間計画・
道徳年間計画・特活年間計画・総合的な学習の時間年間計画・教育相談年間計画・
保健衛生年間計画・安全対策年間計画・PTA年間計画等・
職員会議第1回～第3回の要項から学校運営に関わる文書等
- A・R評価 → 課題を挙げ、課題解決に向けてのプログラムを策定
- ・生徒のパフォーマンスの向上についての記録：NRT (Norm Reference Test) のまとめ
- ・オーストラリアの地理・歴史の扱い方 (教材として利用した英語指導)：英語科
- ・日本とオーストラリアの評価基準を比較
- ・ブッシュファイヤー等での安全確保を文書化 → 緊急情報を携帯メールで受信する等
- ・日本から来る新しい派遣教員への研修 → 日本での職員研修・年度当初の職員会議
- ・理科室の薬品庫の整備 → 換気口の確保、劇物・毒物・揮発物質それぞれの分別
- ・電気コード等、床にあるものの整理
- ・保護者からの苦情の記録
- ・保護者との連絡 (朝の欠席時など) について明文化。
- ・子どもの転出入記録 (生年月日、転入日、転出日)：既存のものに生年月日も記入。

(4) NQS (National Quality Standard：国家品質基準)

学校登録のために2015年から組み込まれた。小学校に併設される保育園 (Kindy)、幼稚園 (Pre-primary) と小学校低学年が対象とされ、7つのQA (Quality Area) について、学校登録のために書類を必要とされる内容を、どのように実践しているかを評価・報告することが求められている。以下、各QAでのレポート内容の概略を示す。

- QA1 教育プログラムと実践：生活習慣の定着、規範意識の醸成、語彙習得、学習指導計画、
家庭との連携、学習指導方法、評価方法
- QA2 子どもの健康と安全：家庭との連絡方法、健康管理、衛生管理、危機管理、安全管理、
- QA3 物理環境：施設設備、机・いす、トイレ、遊び場、植物園、環境美化
- QA4 スタッフ配置：服務規定、会議、研修、指導方法、
- QA5 子どもとの関係：規範意識、安心感・自己高揚感・帰属感、コミュニケーション力、問題解決力
- QA6 家族やコミュニティとの協力関係：PTAとの連携、地域との連携、他団体との連携、貢献活動、
特別支援教育
- QA7 リーダーシップとサービス管理：教員研修、教員評価システム、自己評価システム、
キャリアアップ、対外宣伝

日本の公立学校であれば、教育委員会が基準を持って整備してきた内容であったり、文科省からの指針が示

されたものであったりして、学校運営の前提として、日本の教員が当たり前のこととして意識しなかったことまでが、レポートの対象となっている。日本の教育の歴史の長さを感じるとともに、そこまでをレポートの対象としなければならない学校も豪州に存在していることが見えてくる。

(5) Policy

現地校のホームページを覗くと、いくつかのPolicyをページ上にあげている。日本の学校で学校規則、校則、生活のきまりといった類いのものであるが、学校はこれだけのことに気をつけているから保護者・地域の人もこのようにしてほしいといった内容も含まれている。日本の学校が教育委員会等からの通知で保護者に伝えるような内容も、事前にPolicyへ反映させている。教育委員会のない豪州の学校にとって、Policyは学校としての立場を理解してもらうために内外に示すべきものであり、学校での指導、対応が法の下に正当であることを示すために整備されている。

学校として、教職員にPolicyに沿った行動を求め、子どもたちにPolicyに沿った指導を行い、保護者・地域にPolicyへの理解と協力を求めている。その上で、事件・事故等が起きたときに、Policyが学校を法的に守ることとなる。せっかくPolicyがあっても、教職員、子ども、保護者・地域への働きかけが不十分であれば、事件・事故について、学校は法的な責めを負うことになる。

パース日本人学校として2015年までに整備したPolicyは以下の通りである。

- ・ Crisis management ・ Discipline Policy ・ Mandatory Reporting Policy
- ・ Student Safety and Protection Policy ・ Student Welfare Policy
- ・ Bush Fire Policy ・ Lockdown Policy
- ・ Safety Maintenance Policy (English Japanese)
- ・ Critical Incidents Policy ・ Anaphylaxis Policy ・ Asthma Policy
- ・ Epilepsy Policy ・ Student Health Policy
- ・ Occupational health and safety Policy ・ Enrolment Policy
- ・ School Attendance Policy ・ Complaints and Grievances Policy 2013

主に、危機管理、子どもの安全・健康管理、そして学校経営に関するものである。

火災・不審者への対応から、子どもの病気・けがへの対応、入学規定など、日本の学校にも整備されて良いものもあれば、手洗いの方法や家庭への出欠席確認の方法まで、日頃日本の学校では当たり前のこととして行っていることまで含まれている。

(6) 虐待報告：Mandatory Reporting Policy

(5)のPolicyの中で、2015年に法が改正され、Policyもそれに合ったものに訂正するように求められたのが、虐待についての報告である。

子どもの虐待については、社会問題視されており、法の改正により、医師、看護師、助産師、教師、警察官または搭乗管理者は、虐待を察知したときの報告義務があり、違反した場合は罰金となる。特に、性的虐待については、上司（教師であれば校長）への報告より先に政府機関への報告が義務づけられ、報告を怠れば罰金刑に処せられる。

3. 最後に

Registration2017（2018年1月からの学校登録）の申請手続きの書類提出は、日本人学校が4月始まりであることを考慮してもらい、2017年6月に完了した。10月か11月に書類審査・学校訪問・面接といった流れになる。

申請手続きのための書類以外に、以下の内容での文書の提出が求められている。

1. 学校運営理事会について：法人登記内容から、組織、職務内容といった形式的なものから、学校発展のための戦略計画、学校改善計画、そして教育課程（指導内容と評価）の評価方針も含まれている。

2. 教育課程について：基準を満たしている証拠（本校の場合は、指導要領の英訳、豪州教育課程との比較をした文書）、学習評価の方法と保護者への通知方法、学習成果と分析（豪州の学力基準となるテスト NAPLAN（National Assessment Program-Literacy and Numeracy）の結果）等。
3. 教員数と児童生徒数の比率：教員の負担を数値化
4. 授業日数、授業時間数
5. 教職員について：学校組織図、服務規定、研修計画等
6. 施設設備の基準：NQSに準拠した施設設備である証拠、リスク管理、維持管理計画等。
7. 児童生徒数推移：裏付けとなる資料等
8. 新転入学と出席状況：新転入学規定と手続き、出欠確認の方法、出欠記録。
9. 危機的事案について：対応の方策と手順
10. 在校児童生徒：児童生徒数と児童生徒の福祉、安全等
11. 苦情管理：苦情・紛争に対する学校の方針と手続き、クレーム記録等
12. 児童虐待防止基準：虐待に対する職員の行動基準を手順を示す証拠と職員が理解し遵守している証拠。
13. 規律と罰則：子どもの行動管理、規律及び処罰の方針と手続き、公正な適用の証拠。
14. 子どもの安全安心：子どもの安全、いじめ、健康等に関する方針と手続きと実施の証拠、特別支援についての法の遵守、リスク管理、学生募集の方針と手続き。
15. 留学生について

9・12・13の項目についてのPolicyを持つことは、学校が法を遵守している証拠であり、Policyを持っていないければ、違法に学校を運営している証拠となってしまいます。Policyに沿った教育が行われている証拠も示さなければならず、学校登録のために膨大な書類を用意することとなる。

8の項目について、出席率の低い学校は子どもを教育する機関として成り立っているか疑念を持たれる。年に何回か、教育省より100人を超える規模で、行方不明になっている児童生徒の名簿が送られてくる。転出後、転出先の学校が分からなくなった子どもたちである。

12・13・14では、職員間Policyについての共通理解があるか、その証拠が求められる。そこからは、虐待・薬物・いじめといった、豪州の学校が抱える大きな問題が見えてくる。

学校登録制度により、その学校が補助金を出すに値する学校であるか審査している。近年、学校教育予算の削減、児童生徒の非行行為の増加、国際的な学力比較での数値下降等、多くの教育課題を抱えた豪州政府、教育省は、補助金を交付する全ての学校に対し最大限の教育効果を求めるようになった。

西豪州では、他州に先駆けてIndependent Public Schoolのシステム（教育予算を校長にすべて委ね学校を運営させるシステム）を導入するなど、教育改革に熱心である。

豪州の学校が抱える深刻な問題の解決に向けて、政府は抜本的な改革を進めているようである。